

上越市犯罪被害者等支援条例(案) 逐条解説

上越市

上越市犯罪被害者等支援条例 逐条解説 目次

第1条	目的	1
第2条	定義	2
第3条	基本理念	4
第4条	市の責務	5
第5条	市民の責務	6
第6条	事業者の責務	7
第7条	相談及び情報の提供等	8
第8条	見舞金の支給	9
第9条	日常生活の支援及び配慮	10
第10条	安全の確保	11
第11条	居住の安定	12
第12条	雇用の安定	13
第13条	市民及び事業者の理解の増進	14
第14条	意見の反映	14
第15条	支援の制限	15
第16条	委任	15
附則		15

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

- 本条は、「上越市犯罪被害者等支援条例」の目的を明らかにしたものであって、本条例の基本的な考え方を示したものである。

【解釈】

- 誰もが、ある日突然、犯罪被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）になり得るおそれがある。また、犯罪被害者等は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害にとどまらず、周囲の偏見又は無理解による心無い言動、インターネットなどを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過激な取材等による「二次被害」に苦しめられることも少なくない。
- このような状況を踏まえ、国は、犯罪被害者等の権利利益を保護するため、平成16年に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）を制定し、国、地方公共団体及び国民の責務等が定められたところである。
- 市では、こうした背景を受け、本条例を制定することにより、より一層、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減や、犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって「誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現」に寄与することを目指すものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体及び市内に住所を有し、又は市内に事務所若しくは事業所を置く個人事業主をいう。
- (5) 関係機関等 国、本市以外の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等の支援を行う団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見又は無理解による心無い言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過激な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

【趣旨】

- 本条は、本条例で使用する用語の定義を定めたものである。

【解釈】

(第1号)

- 「犯罪等」とは、法第2条第1項に準拠し、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 「犯罪」とは、殺人、強盗、放火、不同意性交、傷害等、刑法その他の刑罰法令により、刑罰を科せられる行為をいう。
- 「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられる行為ではないが、これに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質の行為をいい、例えば、犯罪として認定されないレベルでのストーカー行為、ドメスティック・バイオレンスなどが該当する。

(第2号)

- 「犯罪被害者等」とは、法第2条第2項に準拠し、犯罪等によって被害を受けた本人及びその家族又は遺族をいう。

(第3号)

- 「市民」とは、本市の住民基本台帳に記録されている者のほか、住所はなくても、市内に居住する者、市内で勤務する者、市内の学校等に在学する者を含むものをいう。

なお、犯罪被害者等の支援については、住所を有する市民だけでなく、当市に関わるあらゆる個人の理解とそれに基づく協力が重要であることから、「市民」を明確に定義しているものである。

(第4号)

- 「事業者」とは、営利目的に限らず、市内で事務所又は事業所等を有し、事業活動を行う個人及び法人その他の団体を含むものをいう。

(第5号)

- 「関係機関等」とは、国、県、他市町村、警察及び犯罪被害者等の支援を行う団体をいう。
- 「犯罪被害者等の支援を行う団体」とは、弁護士会、医師会、公益社団法人にいがた被害者支援センターなど、犯罪等の被害への対応について専門的知見を有し、支援を行う団体をいう。

なお、犯罪被害者等の支援については、市が単独で行うものではなく、関係機関等と連携して行うものであり、対象を明確に定義しているものである。

(第6号)

- 「二次被害」とは、犯罪等によって直接的に受けた被害の後に受ける被害である。具体的には、犯罪被害に対しての周囲の偏見又は無理解による言動、インターネット等での誹謗中傷、マスメディアによる過度な取材や報道等により、正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調など間接的な被害をいう。

なお、犯罪被害者等が受ける被害は、直接的に受けた被害だけではなく周囲の者の行為によっても生じ得ることにも留意することが大切である。

(第7号)

- 「再被害」とは、犯罪等により被害を受けた者が、再び同じ加害者から生命、身体、財産等の被害を受けることをいう。多くの犯罪被害者等は、加害者から再び被害を受けるかもしれないとの恐怖や不安に苦しめられ、再被害が現実となった場合には、より重大な事態を生じることがあるため、再被害を明確に定義しているものである。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう十分に配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害、二次被害又は再被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、迅速かつ適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

【趣旨】

- 本条は、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本的な考え方や方向性を定めたものである。

【解釈】

(第1項)

- 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るものであり、個人としての尊厳を尊重した支援となるよう、犯罪被害者等の心身の状態やそれぞれが置かれている異なる状況を正確に把握し、そのことに十分配慮することを定めたものである。

(第2項)

- 犯罪被害者等が置かれている状況は様々であるため、犯罪被害者等の支援に当たっては、その被害状況や程度のほか、二次被害又は再被害の有無などを正確に把握し、個々の具体的事情に応じて適切に行うことを定めたものである。

(第3項)

- 犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるようになるまでには、長期的な時間を要する場合があります。時間の経過とともに、犯罪被害者等が直面する問題が変化し、必要とされる支援内容が変わることも想定されることから、犯罪被害者等の支援に当たっては、途切れることのないよう支援を行うことが重要となるため、本項では、継続性のある支援を行う旨を定めたものである。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

【趣旨】

- 本条は、犯罪被害者等への支援における市が果たすべき責務について定めている。

【解釈】

(第1項)

- 市が第3条で定めた基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的かつ重層的に推進していく旨の行動原則を定めたものである。

(第2項)

- 犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたり、市が行う支援だけでは十分に対応できないことが想定されるため、関係機関等と連携・協力し、犯罪被害者等への支援を推進していくことを明らかにしている。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるとともに、二次被害又は再被害が生ずることがないように十分に配慮するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、犯罪被害者等への支援における市民が果たすべき責務について定めている。

【解釈】

(第1項)

- 犯罪被害者等が早期に平穏な生活を取り戻すためには、市民の一人一人が犯罪被害者等の置かれている状況等について正しい理解を深め、地域社会全体で犯罪被害者等を支えることが大切である。
- その際、犯罪被害者等を地域社会で孤立させない、あるいは、二次被害又は再被害を生じさせないため、市民においては、犯罪被害者等の心身の状態やそれぞれが置かれている異なる状況を正確に把握し、そのことに十分配慮した上で、例えば、犯罪被害者等に対して、これまでと変わらない挨拶や声掛けを行うこと、第三者による偏見等に基づく心無い言動を見かけたら注意するなど、市民それぞれが、犯罪被害者等の支援の担い手としての自覚を持ち、行動することに努めるよう求めている。

(第2項)

- 犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたり、市が行う支援だけでは十分に対応できないことが想定されるため、市民にも協力を求め、犯罪被害者等への支援を推進していくことを明らかにしている。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の雇用及び勤務条件はもとより、その事業活動を行うに当たっては、二次被害又は再被害が生ずることがないように十分に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、犯罪被害者等への支援における事業者が果たすべき責務について定めている。

【解釈】

(第1項)

- 事業者は、事業活動の中で犯罪被害者等と接する場合や、従業員等が犯罪被害者等となった場合、犯罪被害者等を新たに雇用する場合などに、二次被害又は再被害が生じることのないよう、犯罪被害者等の心身の状態やそれぞれが置かれている異なる状況を正確に把握し、そのことに十分配慮する必要がある。
- 特に、犯罪被害者等は、犯罪等の被害による直接的な心身への影響に加えて、通院や裁判、被害に伴う各種手続など、様々な事情によって仕事を休まざるを得ない場合があるため、事業者においては、勤務時間の短縮や休暇を取得しやすい環境を整備するほか、職場同僚による見守りが可能な勤務体制に変更するなど、本項では、事業者に対し、犯罪被害者等が安心して、これまでと同様に就労できる環境づくりに、十分配慮することに努めるよう求めている。

(第2項)

- 犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたり、市が行う支援だけでは十分に対応できないことが想定されるため、事業者にも協力を求め、犯罪被害者等への支援を推進していくことを明らかにしている。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

【趣旨】

- 本条は、基本的施策として、市が行う犯罪被害者等に対する相談及び情報提供等について定めている。

【解釈】

(第1項)

- 市は、犯罪被害者等が抱えている経済的な問題や心身の不調、生活上の問題などの相談に対応するとともに、犯罪被害者等が利用できる制度や関係機関等が行う支援、医療機関情報、裁判手続等に関する情報等の提供や助言のほか、さらには関係機関等との連絡調整や情報共有を行いながら、犯罪被害者等を支援する旨を定めている。

(第2項)

- 犯罪被害者等に対する相談や情報提供をワンストップで行うため、市に総合窓口を設ける旨を定めている。
具体的には、総合窓口を上越市役所4階市民安全課に設置する。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

【趣旨】

- 本条は、市が行う犯罪被害者等への経済的支援について定めている。

【解釈】

- 犯罪被害者等は、「これまで家計を支えてくれていた家族を失う」、「怪我や心的外傷を負い治療が必要となる」、「入院の長期化により仕事を失う」、「後遺症等により以前と同じように仕事ができなくなる」などにより、経済的な負担が生じることが想定される。
- こうした中、市では、国の犯罪被害給付制度以外に、独自の施策として、犯罪被害者等の被害直後の経済的負担を軽減するため、「犯罪被害者等見舞金」の支給等の支援を行うことを定めている。
- 「見舞金」とは、死亡や傷害等の被害の程度に応じて、一定額を一時金として支給するものであり、支給要件等の詳細は、上越市犯罪被害者等見舞金支給要綱において定めている。

<支給額>

- ・ 犯罪行為により死亡した人の遺族に対しては遺族見舞金（30万円）を支給
- ・ 犯罪行為により重傷病を負った人に対しては重傷病見舞金（10万円）を支給

(日常生活の支援及び配慮)

第9条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた生活支援、精神的負担への配慮その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

- 本条は、市が、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことを定めている。

【解釈】

- 多くの犯罪被害者等は、犯罪等による精神的、身体的又は財産的被害に加え、医療機関への入院や通院、裁判手続の対応などにより生活が一変し、育児や介護など、それまでできていたことができなくなる場合がある。
- そのため、本条では、犯罪被害者等への支援に当たっては、個々の事情を正確に把握した上で、必要な支援を行う旨を定めている。市の具体的な支援としては、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて、犯罪被害者等の子（児童）の一時保育や就学援助に関する支援、心の相談支援などを行うことが挙げられる。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次被害又は再被害を受けることを防止し、その安全の確保を図るため、一時保護、施設入所による保護及び犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

- 本条は、市が、犯罪被害者等に対する二次被害又は再被害を防止し、安全の確保を図るための支援を行うことを定めている。

【解釈】

- 市は、犯罪被害者等が二次被害又は再被害を受けることを防ぎ、その後の安全を確保するため、犯罪被害者等を保護することが適切であると判断した場合は、関係機関等と連携しながら、一時保護や母子生活支援施設などの施設入所による保護を行う旨を定めている。
- 「犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いの確保」とは、犯罪により被害にあった事実は個人情報の中でも特に配慮を要する「要配慮個人情報」に該当することを踏まえ、支援に当たっては、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように適切に管理していくことを示すものである。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等、二次被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

- 本条は、市が、犯罪被害者等に係る居住の安定を図るための支援を行うことを定めている。

【解釈】

- 市は、犯罪被害者等が、これまで住んでいた住居に居住することが困難となった場合や、加害者が犯罪被害者等の住居を認知したことで再被害が想定される場合などに、生活拠点の確保やその自立を支援するため、一時的に市営住宅や県営住宅の提供を行う旨を定めている。

(雇用の安定)

第 12 条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

- 本条は、市が、犯罪被害者等の雇用の安定を図るための支援を行うことを定めている。

【解釈】

- 本条は、第 6 条に定める「事業者の責務」に応じ、事業者が行う支援や配慮に当たり、市において必要な支援を行うものである。
- 本条の「雇用の安定を図る」とは、具体的には、犯罪被害者等が精神的又は身体的被害により、やむを得ず従前に比べて仕事の能率が低下してしまうこと、治療のために通院すること、裁判出廷のため欠勤することなどに対し、事業者による職場環境の改善のほか、犯罪被害者等が職を失うなど二次被害が生じないよう対策を講ずるなど、事業者が実施する犯罪被害者等の雇用や勤務に関わる支援をいう。
- 市は、「雇用の安定を図る」ため、犯罪被害者等が被害にあう前と同じ職場で働き続けることが難しい場合には、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた就労支援を上越公共職業安定所（ハローワーク上越）など関係機関と連携して取り組むほか、事業者に対し、その理解を深めるための啓発活動として必要な情報提供を行うものである。

(市民及び事業者の理解の増進)

第13条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

【趣旨】

- 本条は、市が、犯罪被害者等の支援について、市民及び事業者の理解を促進するための広報活動等を行うことを定めている。

【解釈】

- 市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況や必要としている支援について理解を深めることが、周囲の人々の配慮のない言動や無関心による二次被害の発生を防止することにつながるため、市は、様々な機会を捉えて広報活動や啓発活動を行う旨を定めている。

(意見の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、市が、犯罪被害者等の支援施策の立案や実施に当たり、犯罪被害者等の意見や要望の反映に努めることを定めている。

【解釈】

- 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて講じられるべきものであり、犯罪被害者等が求めているニーズを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って、各種施策を立案し、実施する必要がある。
- 市は、犯罪被害者等との相談業務や各種啓発活動を通して、意見や要望を踏まえ、必要に応じて各種施策の追加や見直しを行うものである。

(支援の制限)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

【趣旨】

- 本条は、市が犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合について定めている。

【解釈】

- 犯罪被害者等が、当該犯罪等を誘発した場合や、暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合には、はじめから支援を行わず、又は支援を停止することができるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

- 本条は、本条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項は、市長が別に定める旨を規定している。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【趣旨】

- 本条は、本条例の施行期日について定めている。